

第六十一回国会 逓信委員會議録 第二十一号

昭和四十四年五月十五日(木曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 井原 岸高君

理事 小淵 惠三君

理事 加藤 六月君

理事 志賀健次郎君

理事 小澤 貞孝君

上林山榮吉君

羽田武嗣郎君

安宅 常彦君

武部 文君

山花 秀雄君

田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

總理府特別地域
連絡局參事官 加藤 泰守君

郵政事務次官 木村 睦男君

郵政大臣官房長 溝呂木 繁君

郵政大臣官房電
氣通信監理官 浦川 親直君

郵政省郵務局長 會山 克巳君

郵政省貯金局長 鶴岡 寛君

郵政省簡易保險
局長 竹下 一記君

郵政省電波監理
局長 石川 忠夫君

郵政省人事局長 山本 博君

郵政省經理局長 上原 一郎君

委員外の出席者

議 員 森本 靖君

總理府特別地域
連絡局總務課長 及川 謙三君

五月十五日
委員八百板正君辭任につき、その補欠として島
本虎三君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員島本虎三君辭任につき、その補欠として八
百板正君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提
出第四七号)

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外十四名提
出、衆法第三九号)

沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保險
思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無
償貸付けに関する法律案(内閣提出第九九号)

○井原委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、簡易郵便局法の一部を改正する法律
案及び森本靖君外十四名提出、郵便局舎等整備促
進法案の両案を議題といたします。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)
の一部を次のように改正する。

第一条中「營利を目的としない団体であつてこ
の法律で定めるもの」を「この法律で定める者」
に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同
項に次の一号を加える。

五 十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口
事務を適正に行なうために必要な能力を有す
る個人

第三条の次に次の一条を加える。
第三条の二 次の各号の一に該当する者は、受託
者となることができない。

一 二十五歳未満の者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくなつ
た日から二年を経過しないもの

五 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分
の日から二年を経過しない者

六 第十九条第二項第四号の規定により委託契
約を解除され、その解除の日から二年を経過
しない者

第四條第一項中「前条第一項」を「第三条第一
項」に改め、同条第二項中「及び組合」を「組
合又は第三条第一項第五号に掲げる個人の二以
上に改め、「組合」の下に「同号に掲げる個人」
を加える。

第六條中「郵政窓口事務のうち」を「郵政窓口
事務並びに国民年金の給付の支払に関する郵政窓
口事務のうち」に改める。

第十條中「及び郵便年金法(昭和二十四年法律
第六十九号)」を「郵便年金法(昭和二十四年法
律第六十九号)及び国民年金法(昭和三十四年法
律第四百一十一号)」に改める。

第十一條第一項中「第三条第一項」の下に「第
一号から第四号まで」を、「従事するもの」の下
に「及び同項第五号に掲げる個人たる受託者」を
加える。

第十九條を第二十條とし、第十八條の次に次の
一条を加える。

第十九條 (委託契約の解除)

第十九條 郵政大臣は、受託者が第三条の二第二
号から第五号までの一に該当するに至つたとき
は、第五條の規定にかかわらず、委託契約を解
除しなければならない。

2 郵政大臣は、次に掲げる場合は、第五條の規
定にかかわらず、委託契約を解除することがで
きる。

一 当該簡易郵便局における郵政窓口事務の利
用の状況にかんがみ、当該簡易郵便局を存置
する必要がないと認められるとき。

二 当該簡易郵便局のある地域に郵便局が設置
されたため、当該簡易郵便局を存置する必要
がないと認められるとき。

三 受託者が心身の故障のため委託事務の遂行
に堪えないと認められるとき。

四 受託者がこの法律、この法律に基づく省令
若しくは委託契約に違反し、又はことさらに
委託事務の処理を怠つたとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその効力を有する委
託契約(簡易郵便局法第四條第一項に規定する
委託契約をいう)の解除については、当該委託
契約の期間(この法律の施行後にその期間が
更新される場合には、その更新後の期間を含む
ものとする)内に限り、なお従前の例によ
る。

理 由

郵政事業の役務を並びに地方にまで広め、利用
者の利便を増進するため、簡易郵便局に係る郵政
窓口事務の受託者の資格を一定の要件を備える個
人にも与えるほか、老齢福祉年金等の支払に關す
る郵政窓口事務を簡易郵便局における委託事務に
加える等の必要がある。これが、この法律案を提

出する理由である。

郵便局舎等整備促進法案 郵便局舎等整備促進法

(目的)

第一条 この法律は、郵便局舎の老朽、狭小等による利用上及び執務上の不便の解消その他郵便に関する業務の適正な運営を図るため、郵便局舎等の整備の計画的な実施を促進し、もつて公衆の利便の増進と事務能率の向上とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「郵便局舎」とは、郵便局の事務の用に供する庁舎及びこれに附帯する施設をいう。

2 この法律において「郵便局舎等」とは、郵便局の事務の用に供し、供するものと決定され、又は供することとなる庁舎その他の建物及びこれに附帯する施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む）をいう。

3 この法律において「整備」とは、前項の庁舎その他の建物及びこれに附帯する施設の建築、修繕、模様替え若しくは取得又は同項の敷地の取得、造成若しくは借受けをいう。

(第一期五箇年計画)

第三条 郵政大臣は、昭和四十五年度以降五箇年間に第一期として、当該期間中における郵便局舎等の整備に関する計画（以下「第一期五箇年計画」という。）の案を郵便局舎等整備審議会の審議を経て作成し、閣議の決定を求めなければならない。第一期五箇年計画の変更についても、また同様とする。

(第二期五箇年計画)

第四条 郵政大臣は、第一期五箇年計画の期間の終了前に、昭和五十年以降五箇年間に第二期として、当該期間中における郵便局舎等の整備に関する計画（以下「第二期五箇年計画」という。）の案を郵便局舎等整備審議会の審議を経て

作成し、閣議の決定を求めなければならない。第二期五箇年計画の変更についても、また同様とする。

（第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の内容）

第五条 第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該各五箇年間に進行すべき郵便局舎等の整備の目標

二 当該各五箇年間に進行すべき郵便局舎等の整備の事業の量

2 第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画を定めるについては、老朽、狭小その他利用上及び執務上の不便の程度の大い郵便局舎に代替すべき郵便局舎等の整備並びに郵便局の長又はこれと特別の関係のある者の所有に属する郵便局舎等の取得を優先的に取り扱わなければならない。

(財源措置)

第六条 政府は、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画を実施するため、当該各五箇年間の各年度において、新たに積み立てられる簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の額の二十分の一の額を下らない金額を、郵政事業特別会計に貸し付けるように措置しなければならない。

2 政府は、前項に定めるもののほか、財政の許す範囲内において、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の実施に要する経費の財源につき、必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関の協力)

第七条 各省各庁の長（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第五項に規定する各省各庁の長をいう。）及び大蔵大臣又は郵便局舎等の所在地の市町村（特別区を含む。）の長は、同法第五条第二項又は第三項の規定によるほか、郵政大臣の申出に応じ、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の円滑な実施が促進されるよう協力しなければならない。

ならない。

（郵便局舎等整備審議会）

第八条 郵政省に、郵便局舎等整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一 第一期五箇年計画に関する事項

二 第二期五箇年計画に関する事項

三 その他郵便局舎等の整備に関する重要事項

3 審議会は、郵便局舎等の整備に関する事項について必要があると認める場合においては、郵政大臣又は関係各大臣に対して、意見を述べることが出来る。

第九条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の長及び学識経験のある者のうちから、郵政大臣が任命する。

3 審議会に会長を置き、委員のうちから郵政大臣が指名する。

4 会長は会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の委員は、再任されることが出来る。

7 委員は、非常勤とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十二条 政府は、郵便局舎等整備促進法（昭和四十四年法律第 号）に基づき郵便局舎等の整備に関する第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の実施に要する経費の財源に充

てるため必要があるときは、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をする事が出来る。

3 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表中郵政審議会の項の次に次のように加える。

郵便局舎等整備促進法
（昭和四十四年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

理由

郵便局舎の現況にかんがみ、その老朽、狭小等による利用上及び執務上の不便の解消その他郵便に関する業務の適正な運営を図るため、郵便局舎等の整備の計画的な実施を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百三十五億円の見込みである。

○井原委員長

それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。河本郵政大臣。

○河本郵政大臣

簡易郵便局法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。現行の簡易郵便局法は、昭和二十四年に成立いたしました今日に至ったものでありますが、この簡易郵便局制度は、御承知のとおり郵政窓口サービスを提供する必要がある場合において、その事務量が著しく少ないとき、国の直轄による郵便局を設置しないで、契約によって地方公共団体や協同組合に委託することによりまして、より少ない経費で一局でも多くの窓口機能を普及させることを主眼とした制度であります。

本制度創設以来おむね二十年を経過し、その数も三千をこえるまでになり、地方における郵政窓口サービスの普及に大いに寄与しているのがありますが、いままち簡易郵便局の設置を必要とする地区が、全国に二千万以上もござります。

これらの地区の大半につきましては、地方公共団体や協同組合の施設が存在しないのでありまして、これらの地区にも郵政窓口サービスをあまねく公平に提供するため、受託者の範囲を広げて窓口機関増設を促進するほか、委託事務の範囲も一部拡大いたしましてサービスの改善をはかりたいとするものであります。

改正の内容は、第一に、現在の地方公共団体や農業協同組合等の受託者の範囲に、十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人を加えることにより、また契約解除条件も新たに法定することにいたしております。

なお、委託に応じようとする地方公共団体、協同組合があります場合は、地方公共団体、協同組合の順位でこれを優先し、個人は第三順位といたしております。

第二に、簡易郵便局に委託すべき事務は、現在、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険及び郵便年金に関する事務に限られておりますが、これに福祉年金の支払いに関する事務を追加することとし、受給者の利便をはかりたいとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいたいようお願い申し上げます。

○井原委員長 次に、提出者森本靖君。

○森本議員 たいだいま議題になりました郵便局舎等整備促進法案について御説明申し上げます。

郵政事業は、国民文化の向上と、経済の急速な伸長に伴いまして年とともに発展し、取り扱いは最近著しく上昇し、今後さらに激増することが予想されます。

これに対し国民の負担を受けて事業を円滑に処理するためには、郵政省は適正な要員の配置と執務上の施設を完備することが必要であります。とりわけ郵便局舎の整備は緊急問題といわなければなりません。

現在の郵便局舎の状況は、全国で一萬六千六百二十七局設置されていますが、そのうち郵政省の所有するものはわずかに二千三百三十三局で、他の一萬四千四百九十四局は借り上げによる局舎であります。しかしその借り上げ局舎の九五%までが個人所有のものであるために、国有局舎に比較して、通風、採光等が非常に悪いというばかりでなく、老朽、かつ狭小のものが多くありまして、公衆の利用上においても職員の執務上、労働条件の維持向上の面から見て早急に整備する必要があります。

この法案はこの趣旨に基づいて制定しようとするものであります。

次に、この法案のおもな内容について申し上げます。

第一に、この法案は公衆の利便を増進し、事務能率の向上をはかるために、老朽、狭小の郵便局舎を郵政省みずから手によって建築、取得、修繕、模様替え等を行なうことを明らかにしています。

第二に、郵政大臣は郵便局舎等整備審議会の議を経て、昭和四十五年以降十年間における郵便局舎等整備計画を作成し、閣議の決定を求めるというところであります。

第三に、郵便局舎等整備十カ年計画の実施に要する経費の財源については、政府は各年度に新たに積み立てられる簡保積み立て金の二十分の一を下らない額を郵政事業特別会計に貸し付ける措置を行なうこと及び郵便貯金特別会計における剰余金からの一部貸し付けを行なうことをきめるとともに、その他においても財政の許す範囲において必要な措置を講ずることとしております。

第四に、各省、庁の長及び大蔵大臣または関係市町村長は、郵政大臣が申し出たときは、郵便局舎等整備計画の円滑な実施に協力することにし

ております。

第五に、郵政省に委員十二名以内で組織する郵便局舎等整備審議会を設置して、郵便局舎等整備に関する重要事項について調査、審議し、また郵政大臣に意見を述べることとしております。

第六に、政府はこの郵便局舎等整備促進法の実施に要する経費の財源に充てるため、郵政事業特別会計法の一部を改正して、一般会計からこの会計に繰り入れることができることとしました。なお、この法案実施にあたって昭和四十五年以降十年間に必要とする経費は約二千三百五十六億円であります。

以上のとおりでございますので、何とぞ十分御審議くださいまして、すみやかに可決くださいたいようお願いいたします。

○井原委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。二案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○井原委員長 沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小澤員孝君。

○小澤員孝 沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案について、若干の質問をいたしたいと思います。私の疑問に思ふのは、これはまたあとで大臣からお答えいただければいいのですが、郵便貯金法をこのままにしておいてどういう支払いがはたして可能かどうかという問題、私は特別立法が要らないかという疑問を持つわけですが、事務局に最初質問をいたしたいと思ひます。

郵便貯金法第二十九条によると、十年間預け入れ、払い戻し、そういうものがなければ国で没収してしまふ、こういうふうに出ているわけですが。これは特殊な関係にあるところだから、これとの関係は一体どういうふうにお考えになってこの終戦後二十年もたったこの払い戻しができるとお考えですか、その点を、これは事務局から……。

○郵政政府委員 お答えを申し上げます。おっしゃいますように、郵便貯金法第二十九条のいわゆる没入金の規定は、これは平時における状態を予想したものでございます。すなわち、預金者が預金の出し入れその他の処分をしようとするときは、任意にもよりの郵便局でやれるという状態を予想したものでございますので、第二十九条の規定を援用してこれを没入するという措置はとっていないわけでございます。また、第二十九条には没入の前要件といたしまして催告制度がございます。預金者に対して郵便等によって催告——これで没入するがよろしいかというだけ押しをする

ことが必須条件になっているわけでございます。今回の場合はそのような措置もやっていないわけでございます。したがって、貯金法上の権利はそのままそっくり存続をいたしまして、元金に対して通常貯金の利子も法律上これについておるというわけでございます。また、逆に私どものほうからいいますと、債務はそのままの形で存続を

しているという考えを持っております。したがって、これに対して現行貯金法に基づきまして支払いを行なう、それによって債務の履行、すなわち債権の消滅ができる、そのような考えでおる次第でございます。

○小澤員孝 いままで支払いが停止されておった期間は、この貯金法上はどういうふうに理解をしてそういうふうに行なわれるわけですか。昭和二十一年以来支払い停止その他の措置が行なわれてきた。これは国内法の及ばないところにおいてそういうことが行なわれてきたのだけれども、それはこの貯金法のどういうことに基づいてそういうふうに理解をしたか。そう理解した根拠条文

がないと、いまの貯金局長の説明では理解できない点があるわけです。

○鶴岡政府委員 いままで終戦直後の支払い停止の期間は消滅する期間だ——権利が破棄されたりあるいは消滅するということなんでしょう。そのまゝの形で消滅しているという、いわゆる凍結期間だということに私も理解しております。

そしてまた、もう一つの御質問の点でございますが、貯金法上は消滅する権利を消滅させてもよろしいというケースは、たゞいま御指摘の二十九条だけでございます。二十九条が援用できない、あるいは援用すべきでないということでございますと、必然的に権利はそのまま存続するという結果を生じる、さうに考えております。

○小澤(貞)委員 この支払い方法を具体的にひとつ説明をしていただきたいと思います。何か代理人を立ててやろうというふうなことでございすが、どういふ代理人を立てて、それは貯金法上のどういふ条文に基づいてそれが合法であるかどうか。

○鶴岡政府委員 支払いの問題につきましては、私どもの貯金の場合であれば貯金の第二業務課長、保険の場合であれば保険の業務課長を沖繩住民たる預金者ないしは保険契約の加入者の代理人といたしまして、これらの者に金を支払う、代理人に対する支払いを行なう、そしてその代理した代理受領者は、その金を琉球の郵便局組織を通じて預金者に配分するという方法をとっております。

なお、第二の御質問の点でございますが、それは、そういうことが現行法上どういふところをどのように援用しているかという点でございますが、この点につきましては、現在の貯金法には代理受領とか代理人を立てて云々ということの規定はないわけでございます。と申しますのは、郵便貯金法は民法その他の一般法の特別法でございます。したがっていまして貯金法に代理権の授受の規定はございませんが、ない場合は補充のためまえ

によりまして、民法の一般の代理受領、代理権の授受契約、そういう条項を援用いたしまして有効に代理権の授受を行ない得る、そのように考えております。

○小澤(貞)委員 そうすると、この貯金を受け取った人が琉球郵政庁だか琉球の政府にやて、琉球郵便局だか郵政庁が琉球の郵便局の窓口から個々に支払う、こういうルートになるわけですか。

○鶴岡政府委員 そのとおりでございます。○小澤(貞)委員 そしてそれが郵便貯金法ではきめていない方法によってやて、将来本土に返ってきた場合に、おれは貯金があるのだぞといって請求がきた場合に、これはそれでいいようにうぶですか。

○鶴岡政府委員 そのようにして代理受領が民法上有効に行なわれ、そして預金者個々の人が代理受領者からさらに現金を受領するということによりまして私法上の受領の契約も済むわけでありま。ただし、貯金法上の契約は、本省の二業務課長あるいは保険の業務課長が受領いたしましたときに貯金法上の債権、債務はそこで消滅する、そのように考えております。

○小澤(貞)委員 代理人を立てて琉球政府に払って、琉球政府は郵便局だか何だかの窓口から払いていて、そして将来この貯金法をたてに請求されてもだいじょうぶですか、もう一回念を押しておきます。

○鶴岡政府委員 先ほど申し上げましたような法律上の解釈等によりまして、その点は問題ないと存じております。

○小澤(貞)委員 今度貯金のほうだけについていいますと、三億三千余万円の見舞い金を出す、こいういわけですが、この見舞い金の金は郵貯特別会計から出るわけですか。そして、そういうものを出し得る法的根拠はありますか。

○鶴岡政府委員 最初に、支出いたします項目でございますが、これは私どもの郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計に通常の方法によりまして

繰り入れをいたします。そして郵政事業特別会計の諸払戻及補填金の項目によりましてこれを支出することになっておるわけでありま。

第二の御質問の、それを支出し得る法的根拠いかにという問題でございますが、この見舞い金といふものは、たゞいま申し上げましたように、予算に計上をされまして国会の御審議を経るという形をとっておるわけでございます。そういうような点からいいたしまして、これで支払うことがで、特にこのために立法等の措置は要らない、そのように考えておるわけでございます。

○小澤(貞)委員 私がこの前の委員会で、来々郵便料金が値上げになるようなことを防ぐために、郵貯特別会計から郵政事業特別会計へ繰り入れる方法はないものか、そうすることによって郵便料金を値上げしないで済むのではないかと質問をしたときには、そういう繰り入れはだめだ、こよう言われた。ところがきょうは、郵貯特別会計から郵政事業特別会計へ三億三千万なり何なりを繰り入れて、そして郵政事業特別会計から支出するからいいんだみたいなことを言われるのだけれども、そういうように繰り入れられる根拠はありますか。

○鶴岡政府委員 先般の委員会で御質問をいただきました繰り入れの問題は、われわれの為替貯金事業からそれ以外の他の会計へ繰り入れることはどうかというふうな私、受け取っておりますが、その点については、先般申し上げましたような理由によりまして、すべきことではないと存じております。しかし今回の場合は、これは為替貯金事業に必要な経費であるわけでございます。したがって、私どもが為替貯金事業から為替貯金に従事いたします五万五千の人員費を郵政特別会計へ繰り入れるその一つの分野といたしまして繰り入れることは、業務上必要であり、また、かつ当然のことである、そのように考えております。

○小澤(貞)委員 それは為替や貯金のために必要だ、こいうことになれば、私はどんな理由でもつくから幾らでも繰り入れられるのじゃないかと

思うのです。ただそれだけの理由をもって繰り入れられることになれば、ほかのことだて繰り入れられるのではないか、こう私は言っているわけです。たゞさんの余剰金があるわけでしょう。それをこの三億三千万ばかり繰り入れたところで大勢には影響がないほどの少額なんだけれども、そういうことができるならば、この前私の質問したように郵政事業特別会計へ繰り入れることもできるではないか、こいうことに通ずるのじゃないですか。

○鶴岡政府委員 繰り入れという問題でございますが、為替貯金事業の金は為替貯金事業のために使うものである、剰余金が出ましたにしても、これは為替貯金が将来不振になり、増勢が伸び悩みをしたような場合、あるいはその他、施設の大きな改善をやるというふうなときのためにこの剰余金は積み立ておくべき経費でございます。為替貯金関係の剰余金であっても、これは他の事業等へそのままやてしまふということとは許されないと存じております。

なお、為替貯金事業関係に必要な経費につきましては、先ほど申しますように郵政事業特別会計へ繰り入れるわけでございますが、これは郵便貯金特別会計法の第四條によりましてそのよう規定、すなわち「郵便貯金の事業の業務の取扱に關する諸費」——諸費ということばを使っておりますが、諸費云々は「郵政事業特別会計の歳出として支出するものとし、」そしてその「繰り入れる」云々という明文の規定を持っておるわけでございます。

○小澤(貞)委員 そうすると、九千万の貯金の預金者へ渡る経路とこの見舞い金の預金者に渡る経路とは違ひますか、一緒ですか。もっと具体的に言うならば、私が終戦当時千円の貯金を持っておったとします。それが四千万前後が今度九千万くらいになりましたから、大体元利で二倍ばかりになって、たぶん二千円くらいになっているでしょう。その約三・六倍くらいは見舞い金です。ちよつと四倍近い見舞い金ですから、私の受け取る

金額は一千円が倍になって二千円、それに見舞い金が三倍か四倍だから七、八千円、約九千円、こういうぐあいに見舞い金と本人の元利というものは一緒に渡ってくるわけですか。

○鶴岡政府委員 お答え申し上げます。

なお、元利金は元金が倍ちよつとになっておりますが、見舞い金は元金の八倍ばかりになっております。これは念のためちよつと申し上げておきます。

そこで、法定の元利金あるいは見舞い金というものの渡る経路はどう違うかというお尋ねでございますが、これは法定支払い金、すなわち元利金については先ほど申し上げたごとくでございますが、見舞い金につきましては、これはそれと異なりまして、私どものほうから琉球政府へ一括交付をやるわけでございます。そして、これを琉球政府に一任いたしまして、琉球政府の裁量によってこれを預金者に交付する、そのような考えでおるわけでございます。

○小澤(眞)委員 そうすると、私の一千円というのは、だれか代理人が受け取って琉球政府に渡して、琉球政府から沖縄の郵便局を通じて、某月某日、私は一千円を貯金したものが約二千円になっていただきました、見舞い金というのは、それにスライドして渡るとか、あるいはそれは別の機会に渡るとか、その渡り方についてはわからないのです、いまの御答弁だと。

○鶴岡政府委員 見舞い金は琉球政府に一括交付いたしますので、琉球政府と預金者代表等との話し合いによってその配分のやり方その他がきめられると思います。なお、そのような措置をとりましたのは、現地の預金者代表からの希望によりまして、一括交付という形を考へまして、琉球政府の了解を得たわけでございます。

○小澤(眞)委員 私は、せつかくこういう金を払おうというならば、沖縄の県民がなるほどたくさんいただいてありがたかったという受け取り方ではないればこれは意味がないと思うのです。私が一千円預けた、何だ、十年もたつて、物価指数は何倍ですか、二百倍くらいになっていきますか、そうい

うくらいになっておるのに一千円の貯金が二千円になった、こればちよつと、こう思つていたら、そのうちまた涙金がどこから幾らか回つてきた、こういう沖縄県民にとっては受け取り方になるわけですか。郵便局から直接これは二千円、元利だぞ、その上プラス、当時の金でいえば約八倍で、元利の金でいえば約四倍、それが直接抱き合はせで沖縄県民が受領できるというぐあいにならないわけですか。

○鶴岡政府委員 その点につきましては、琉球政府と預金者代表との間の話し合いにかんによりましては、これは見舞い金というものが、いま小澤委員御指摘のようなやり方でも考えられるわけでございます。しかし私どもとしては、これを一括向こうに交付して、そして琉球政府にその処理方を一任してあるというわけでござい

ます。

○小澤(眞)委員 払い戻し獲得期成会の方の運動資金がたぐさかんかかっておつて、そういうものもまたこの見舞い金の中から、ピンはねといふことはおかしいかもしれませんが、ある程度差し引いて、こういうことをいろいろ事務的にやっておいて預金者のほうには幾ら渡るか知らぬが渡つていく、たぶん私はそうじゃないか、こう思うのです。

そこで、この見舞い金は日本政府から正式に向かうの政府なのか、期成会なのか、どういふところに渡るわけですか。それと、期成会の運動資金等、いままでたぐさかん金がかかっておると聞いておりました。そういうものはこの見舞い金の中から引かれるわけですか、これとは別個にまた何か包み金をやるのですか。

○鶴岡政府委員 まず、見舞い金がどこに渡るかという点でございますが、これは日本政府から琉球政府へ直接渡るわけでございます。

そこで、第二の御質問でございます。運動費と申しますか、そういうものについてでございますが、これは私どもも全然さうなことを承知しておりません。

○小澤(眞)委員 そこで私は念を押しておきたいことは、これは支払いの希望です。せつかく見舞い金を出さなければ、元利を返すときに一緒に返さなければ、受け取ったときの県民はたいへんことだと思ふのです。二十年も何年もかけておいて、千円の金がつた二千円になつただけだ。これはそういうことができるかどうか、こういうふうに注文をつけることができるかどうか。

○鶴岡政府委員 これはいろいろ見舞い金の交付の方法については考え方があつたわけでござい

ますが、結局琉球側の要望をいれましてこのようない一括交付の形をとつたわけでございます。その場合、これはわれわれの想像でございますが、琉球の預金者側としては、これを一緒にしかるべくかたまつた金として使いたいというような希望もあつたやに承つておりますが、そういうような次第で一括交付をきめております。

○小澤(眞)委員 かたまつた金に使うというのは、見舞い金というのは、約八倍としてスライドして個人個人に渡されるのですか。そこはだいいじやうぶですか。

○鶴岡政府委員 見舞い金が預金者の個人個人に渡るか、あるいは一括したままで何らかの有効な方法に役立てるか、これは琉球政府と預金者代表、つまり預金者の総意との話し合いによるものでございまして、私どもはこれによって問題の解決がはかれることを目途としておりますから、そこは、琉球側の一番問題であります預金者側の総意にゆだねたい、かように考へてこのよう

な措置を考へた次第でございます。

○小澤(眞)委員 大臣、そこで私は、特別立法をしないんだからそういうむづかしいことになつていつてしまつたのではないか、こう思うのです。だから、約八倍の見舞い金というものがすなわち預金者に渡されるという保障はこれには何にもないわけですね。これは大臣、どうでしょう。特別立法をしなかつたからそういうことにな

す。どうでしょう。

○河本國務大臣 この問題につきましては、先ほど来局長が繰返し答弁しておりますように、預金者の代表、それと沖縄政府、そこがこの方法でよろしい、こういうわけでございまして、先方に一任をいたしておるわけでございます。

○小澤(眞)委員 本人にはとにかく貯金の八倍くらいの見舞い金がいふといふ保障は、これはあるかないかわからぬわけですね、大臣。

○河本國務大臣 そこは沖縄の政府と預金者の代表、そこあたりで御相談をすべきめられることだと思ひます。

○小澤(眞)委員 そうすると、われわれは、これは預金者にいくかどうか不安のままこれを承認しなければならぬ、こういうことになるのです。これだけの見舞い金がおに凍結してあつた当時の県民のところにはいかなければ価値がないのじゃないか、これは沖縄政府が預金者の代表と話し合つて、内地で郵便会館みたいなものをつくつてくれるやうだ、もう一つはかにつくうじやないかと代表がそう言へば、これは本人のところにはいかな可能性もあるわけですね。

○河本國務大臣 貯金をしておつた方は十七万六千あるといふことは御承知のとおりでございます。この十七万六千の方々が最終的には六人の代表に全権を委任しておるわけですね。ですから、その全権を委任された六人の人たちが十七万六千の委任を取りつけて、そして一番いい方法を考へてやられるというわけでございまして、それに対しては十七万六千の人たちは異議がないわけでございます。そういうことになつておりますので一任をしてあるわけでございます。

○小澤(眞)委員 私は手続的には確かにそれでいいと思ふのです。手続的には、代表がきまつてゐるのだから代表に一任することでもいいと思ふ。その六人の代表が、個人個人に零細なものを分けるよりははかに何か使つたほうがよからうといふてきめれば、この約八倍の見舞い金というのは貯金しておいた本人にはいかなくなるような可

能性を持っている、そういうことを私は考えているだけなんです。そういうことでは見舞い金を出した価値はないのではないか、確実に本人のところまでいく見通しはない、こう理解せざるを得ないわけですね。どう考えてもそうです。いまの代表の方におまかせしてある、代表の人が使い方をきめる、こうきめれば、その代表の考え方がいかによって、これは預金者のところにはいかに可能性を持っている、そう理解してもいいわけですね。どうでしょう。

○鶴岡政府委員 見舞い金と、法定支払い金すなわち元利金は法律上性格が全く異なっておりまして、元利金はすなわち法定支払い金は、法律上われわれが債務の履行として支払う金でございまして、したがってこれはやはり預金者の個々に直接手交されるということではなくては困るわけですね。見舞い金は、その性格が法律上の義務ではないわけですね。したがって、長い間支払いが凍結されておいて、いわゆる気の毒であるからこのようないわば政策的な配慮をした金でございまして、したがって、われわれ郵政省といたしましては、この金が直接本人にいかなければ債務の履行ができないとか、そういう筋合いの金ではございませんので、ただいま大臣も御答弁のように、これは現地の預金者あるいは保険の加入者等の意向にまかせて、私どもはそれどころか、そのように考えておる次第でございまして。

○小澤(員)委員 これは水かけ論だからこのくらいでやめておきます。十倍なら十倍の金を払いますと、特別立法をつくってやりさえすればすなおにいくわけですね。それを、この見舞い金は腰だめみたいなぐあいには包み金で渡して、あとは向こうにおまかせする、こういうことをやったのでは預金者までいかに可能性を持っていると思うから私はそう言っただけです。向こうがいいというなら、われわれもあえてこれ以上及迫してもしかだがないと思うのだが、最初に特別立法をつくって、十倍なら十倍の金を払います、こうやら

なかったからそういうむずかしい問題が出てくるのではないかと、こう思うわけですね。時間が来ましたが、本人のところに見舞い金が必要に渡るような措置をひとつ特別に話し合いをしてみようように希望して、質問を終わりたいと思います。その点、大臣から特に御答弁をいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 それは先ほどから繰り返し申し上げますが、その方々が代表を選んでは、その代表に全権を委任しておるわけですね。その全権を委任された代表の諸君が三十五万の人たちの希望をよく考えまして、そして一番いい方法をとるだろうと思ふのです。ですから、場合によりますと、小澤委員おっしゃるような方法もあるだろうと思ひますし、あるいは、まとめて何かに使うというふうなことになるかも知れません。が、いずれにいたしましても、現地の代表に全権を委任した以上は、こうしろあしろということには行き過ぎではないかと、かように存する次第でございまして。

○井原委員長 島本虎三君。

○島本委員 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付に関する法律案、いままでの法律案の中でもこれは長い名前の法律案のうちの一つではないかと、こういうふうに思ふわけでありまして、やはりこういう長い名前をつけざるを得ない理由として存在するのであると思ふわけでありまして。したがって、この際、いつも閣議に列席されておられる河本郵政大臣に伺っておきたいのですが、この質問に入る前に、即時無条件復帰を叫んでおりました屋良主席が当選された現在ですが、やはりいつごろ復帰されるような可能性と見通しを持ってこれをお出しになっておられますか。総理に聞くのが当然でありますけれども、閣議に列席しているという手前で、ひとつ國務大臣としてこの点御答弁願ひたい。

○河本國務大臣 その問題につきましては、総理

が近くアメリカにおいでになりましておきめになることと、この場で答弁申し上げることは適當ではないと思ひます。

○島本委員 少なくとも、こういう長い名前の法律案を出したということ、その特殊性があるというところ、閣議に列席してこの辺の事情は十分知っておられる、こういうようなことで一応参考になりたわけでありまして。わからないというところになりますと、これはどうも第一前提がくずれたことになるわけでありまして。これは十分に知っていて言われないのだから私は思ひますけれども、あまりわからないという答弁だけは今後承りたくないものでありまして、この点、ひとつよろしくお願いをしておきたいと思ひます。

この説明の中にいろいろ書いてあるのでございすけれども、「簡易生命保険につきましては、戦後二十余年を経過いたしました今日、本土並みの簡易生命保険の業務の再開を待ち望む住民の声が漸次高まりつつあり、琉球政府としてもこの再開については、諸種の隘路があつてむずかしい面もあるが、なるべく早い時期に簡易生命保険業務を再開する方向で研究を重ねております。」というふうにもございまして。その前に、やはり本土の住民との間に相当格差もある、こういうようなことも説明されておられますけれども、簡易生命保険は、現在日本の社会保障制度の中でどういふような位置づけをしておられるのか、これはもう社会保障、いわば日本の一つの政治の基本的なポイントでありますけれども、沖縄と本土の間にはやはりまだ相当の経済的にも所得の面でも格差がある、そこに簡易保険を導入したい、こういうような考えであるならば、まず先に社会保障の点も十分考えておられて、その補完的な意味でこれを入れるのか、それともこれを社会保障の主軸にして入れるのか、この辺になりますと大臣でなければわからないと思ふのでありますけれども、私、不敏にして——この点をまず伺つておいて本題に入りたい。大臣の決意のほどを伺いたいと思ひます。

○河本國務大臣 御承知のように、過去十年の間、沖縄に對しまして、郵政事業、郵政省の關係する各方面、電信、電話、ラジオ、テレビ、さらにまた郵政三事業、こういう面につきましていふん継続的に援助してまいつたと思ひます。今度お願いをしております法律案は、そういう一般の援助とは別個に、長年の懸案でございました御承知の戦前からの貯金及び保険問題を一挙に解決しようという問題でございまして、一般の援助問題とはおのずから別個の問題でございまして。

○島本委員 郵便貯金については、その利用の増進をはかり、事業の水準を上げ、簡易生命保険については、事業の開始を円滑ならしめるためにまず思想の普及をはかることが緊要の措置である、こういうように大臣もはっきり言つておられるわけですね。

そうなりますと、これはその考え方に立つて今後いわゆる導入されるであろう、普及されるであろう、こういうような簡易保険、郵便貯金等については、その利用の増進と事業の水準を上げていくというふうなこの考え方からすると、今後やはりその郵便貯金等については、その資金の運用であるとか、または、どういふようにしてこれを今度使っていくとか、こういう見通しをはっきりこの沖縄のために考えていかねばならないか、当然考えておられると思うのですが、この制度は一体どういふふうになっておるのでございましてようか。

○竹下政府委員 郵便貯金は、沖縄が独自に現在すでにその業務を行なっております。簡易保険につきましては、國營の事業をやっております。これは民營の保険会社が二社はあります。保、保有契約十万余程度でございまして、たいへん細々とした形で任意保険をやっている模様でございまして。

したがって、簡易保険をいつやるかということでは、これはいまの沖縄政府のもとにありましては、地域が非常に狭小である、それから加入者も非常に少い、それから資金の運用

なお、こういうことで私どものほうから支払っております金は、たとえば手元にあります昭和四

そういたしますと、年金、恩給の委任事務並びにその根拠、その協定、こういうようなものによつてみましても、これはもうすでにその適正な改正の措置を講ずべき時期になった、こういうふう

まず第一番に、沖繩の郵政職員の賃金、給与の問題なんですけれども、これは沖繩郵政独自の問題でありまして、いわば日本国政府の権限も及ばないところもあるかもしれませんけれども、大臣、先ほどいろいろ答弁がありましたとおり、今後やはり復帰後を考えて十分にまのうちに善処

○島本委員　そうしたら、本土並みに通勤手当、扶養手当、暫定、勤務地手当、区分作業手当、電
話交換作業手当、貯金の募集手当、こういうよう

なものである。それぞれ支給されておるのですか。

○山本(博)政府委員 一つ一つ全部あげますとちょっとお答えが——完全に同じだというふうに言えるかどうか、そこまで調べておりませんが、給与体系の中での給与の種目というものは、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当、年末時給手当、宿日直手当、僻地勤務手当、期末手当、本土で行なわれておるものと、これ以外に何かあるかまでの調査はございませんが、大体同じだと考えていただけてけっこうだと思えます。

○島本委員 貯金の募集手当なども出してやっているのですか。

○鶴岡政府委員 沖縄には定額貯金の制度はございますが、いわゆる募集というやり方をとっておりませんので募集手当は支給していないのが現状でございます。

○島本委員 暴風時の手当などというのはございましてでしょうか。

○山本(博)政府委員 そういふものがありますかどうか、調べてございません。

○島本委員 これは、もちろん私が初め言ったように、復帰後を考慮して善処の必要があるから、この点はそれぞれ注意しておいたり、勧告できるものならしておいたり、格差の是正のためにいまからつとめなければならぬから、われわれもこの点は考えなければならぬという前提で言っておるのです。政府が違っておるけれども、それじゃあまりにもお粗末な答弁ですよ。これは本土並みの手当じゃありませんよ。もう少し調べて、ちゃんとしておいてもらわないと困るのです。向こうには暴風時の手当があるけれども、通勤とかそういう本土並みの手当なんか支給されていないじゃありませんか。そういうような点、私どものほうではどうしてももう少し調べておいてほしいと思うのです。私は、そういうような点、復帰の際格差のないように配慮する必要があるために、もう少し研究しておかないとだめだと言っている。こういうような点も少し研究しておかない

と、もうあと全部労働対策のほうへ持っていくて、へんてなことやるからこれを言っておるのです。こういうのはもう十分検討して、復帰後こと欠かさないようにやっておきなさい。

大臣、これはだめですよ。ちょっとこういううなのを聞いても、もうよその国だといって——あれはもう日本の国土ですよ。同じでありながらこんなものを知らない。これじゃ困ります。大臣、この点等についても十分考えておいて、本土とあまり格差をつけないように配慮する必要があるあります。これ以上あまり追及いたしませんけれども、大臣においてもこの点十分配慮しておいてほしいと思います。当局はあまり調べた資料がないようですけれども、この点、もっと整備して今後のために善処しておいてほしいと思います。大臣の決意をまず伺います。

○河本國務大臣 郵政省の關係する各般の事業につきましてできるだけ応援をしたいということ、過去十年以上の長きにわたりますして相当額の資金をつぎ込んできたことは御承知のとおりでございます。今後とも引き続きまして、この復帰後のことを十分考慮いたしましてできるだけの応援をしていく、かような覚悟でございます。

○島本委員 では、ここでまた次のほうへ移らしていただきたいと思うのです。

この資金運用部資金の運用についてでございますけれども、昭和四十三年四月に、郵政の特別会計から琉球政府の資金運用部に対しての預託金は、郵便貯金と恩給その他に分けて、郵便貯金のほうは六百四十万ドル、それからその他恩給等が百万ドル、合計七百四十万ドルだ、こういうふうに私どものほうでは伺っておるわけです。聞きたいのは、この資金運用部における預託金の利息が六%、郵政当局、本土政府が当然負担すべき郵便局建設のための一九六七年以来のこの資金支出に要するところの利息が六・五%、これは自己資金七百四十万ドルの強制預託をさせながら、この資金を逆に○・五%高い利息で郵政特別会計に貸し付けているように思いますが、この行政府の資金

の運用のあり方についてはどういふようにお考えでございますか。

○鶴岡政府委員 琉球の郵便貯金の運用の利率は六・三%でございます。六分の利子プラス三厘の特別利子、そういうことになっております。

○島本委員 そうすると、運用部資金の借り入れ金の利子はどういふふうになっていましたか。

○鶴岡政府委員 御質問のとおりのように存じております。

○島本委員 これは是正しなければならぬので総理府を呼んであるのではありませんか。来ておるんでしよう。そちらのほうからはっきりこの点に対して答弁してもらいましょう。

○及川説明員 お尋ねの琉球政府の資金運用部の運用のための原資の借り入れ、あるいは預金、あるいはその貸し付けの条件についてのお話でございますが、琉球政府の資金運用部は、一九六七年から日本政府の技術援助によって初めて充足した制度でございます。その実態は本土政府の資金運用部資金と大体同一趣旨で運用されているものでございます。

原資は、お尋ねのように沖縄の郵便貯金等が最も大きい原資を構成しております。その預金利子は、先ほど御答弁のように六分三厘で預かって、郵政事業に対する貸し付けは六分五厘と、おっしゃるようにならざるやになっております。これは当時資金運用部資金の預け入れの条件あるいは貸し出しの条件をきめます際に、沖縄のそういった財政資金の運用と資金コストあるいは事務費等を勘案されて、その時点においてやむを得ず逆ざやになる、結局、事務費等を捻出したしますためにそういった逆ざやになっているものと承知しております。この点は本土の資金運用部の運用の姿と若干事情を異にしてありますが、現時点においてはこの条件でやむを得ないんじゃないかろうか、このように考えております。

なお、だいぶその後資金事情なり貸し付け条件なりが変わっておりますので、御指摘のような点

については私どもとしては今後十分研究すべき事項だと考えております。

○島本委員 私は、これは当然もう研究し是正しなければならぬ事項だと思います。これは行政府のあり方からして収養形態、こういうことだといわれてもことはがなないじゃないか。そういうようなことをこれから研究するということがややおそきに過ぎます。もっと早くやっておかなければいけませんし、この点、自分の金で損しているような運営のしかたなんかありませんよ。この点等についてはもっともつとメスを入れられて善処されるように望みたいと思うのです。大臣、いかがでございますか。

○河本國務大臣 六分三厘と六分五厘の逆ざやになりました経過につきましては、いま総理府から答弁があったとおりでございます。関係者さつそく寄りました検討させていただきます。

○島本委員 次に、郵政の面にちよつと立ち入って皆さんの御高見を拝聴したい、こう思っています。

いまの沖縄の郵政はどういふふうな運営されておるのでございましょうか。たとえば事業の経営と職員、こういうふうなものとの関連については私どもは十分知っておらないのであります。経営面、人事面、これは一体なのか別々なのか、これも私どもは不明にして十分知らないのですが、これは総理府でしようか、郵政省でしようか。

○上原政府委員 人事それから経営面というお話がございましたので、経営方面のことについて、経営というところで関連がございしますので若干御説明申し上げます。

私の手元にある資料によりますと、これはもう当然のことでございますが、郵政会計の仕組みと

いうのはほとんど日本と同じようになっております。日本と同じで、これはもう複雑であつていいのかという問題ですが、これはもう日本とほとんど同じだということ——会計の仕組みでございますね。それから決算などを見てみますと、これは

だいたひ赤字が出ておるといふことでございます。以上、簡単にございますが、会計についてはそのとおりでございます。

○島本委員 人事面を聞いていたのですが……

○及川説明員 琉球政府の行政機関別の定員の決定のしかたは、本土と同様、立法によりまして行政機関別の定員をきめております。お尋ねの郵政職員についても一つの立法でもって定員が決定され、毎年その行政事務の変化に応じて立法の改正によつて定員が変わる仕組みになっておると承知しております。

○島本委員 それは日本と同じということですか、違うということですか。いまの御答弁では、経営面では独立採算のたてまえで経営のほうは同じにやっていると、経理のほうもそのとおりだということな答弁がありました。人事面を聞いたのですが、これは企業体と異なつて一般行政機関の中に仕組まれていて、これと同じだということと全然違ふやうありませんか。私はどうも理解できないのですが、いわゆる各省設置法になるのですか、これは総定員法になるのですか、どつちでやっているのですか。

○山本（通）政府委員 たてまえはいま総理府のほうからお返事があつたとおりでございますが、郵政庁の職員定員につきましては、これはたてまえといたしましては、いわば日本流の表現をしますと、総定員法と同じように一本の法律がございまして、その下で今度は行政事務部局職員定数規則というのがあります。それによりまして郵政庁の職員が千百三十人ということにきまつております。その千百三十人のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用職員が三十五人、それから郵政事業に勤務する職員の給与等に関する特別法の適用職員が千九十五人、こういう立て方は本土の郵政省の職員が受けている立て方と同じでございますし、それから人事全般についての内容、こういうものも運用上本土の職員と同じいろいろな仕組みによつて運営されております。

○島本委員 そういたしますと、要員の定数、一

般行政機関のいわゆる定員法ですか、総定員法的なものを採用している。これも行政府全体の定数のワクの中であつて——そうすると、これは必要に応じて穴埋めをするか、これを運用しなければならぬ場合には、こと欠くような状態に直ちになるのじゃないか。ことに郵政事業配達部門とか、または取り集め部門、こういうような現場部門なんかはおさることじゃないか、これとこと欠かずに運営しているのでしょうか。たとえば、これは一番答えやすいと思いますからお聞きいたしますが、那覇の中央郵便局の配達部門と取り集め部門、この方面の定員はどういうふうにして運営されておりますか。郵政内部のことですからいいだろうと思ひますが……

○曾山政府委員 手元にあります資料によりますと、那覇中央郵便局におきましては集配課の定員が三千七名、内国郵便課が四十四名、それに外国郵便課が三十五名ということに相なつております。最近郵務局から派遣いたしました職員の報告によりますと、いろいろ困難な問題がございまして、職員、管理者一体となつて一生懸命仕事をしているといううかがひに聞いております。

○島本委員 どうも答弁がうま過ぎますよ。結論を聞いているのじゃないか。内容を聞いていますので、たとえば配達区域の中で、そうするとこれは全部が定員ですか。非常勤はおりませんか。すべて本職員と同じに専門担当区域を受け持つて働いている部門なんです、そういうところには非常勤はおりませんか。全部職員として位置づけられておりますか。それから取り集め部門がおりますけれども、これは全部定員化されておりますか。この二点だけお伺ひいたします。

〔委員長退席、加藤常務委員長代理着席〕

○曾山政府委員 非常勤がおるかわからないか、また、その数等につきましてもたゞいま手元に資料がございせん。さつそく調べまして、後ほど御報告いたしたいと思ひます。

○島本委員 最も近い郵政関係のことで聞いたのですが、それがわからなければ、総理府、これは

どういふふうになつていますか。

○及川説明員 お尋ねの事項につきましては、私、ここでお尋ねを受けましても私の記憶にいまございせんので、さつそく調べさせていただきます。まして御答弁させていただきますと思ひます。

○島本委員 これは郵政大臣、そういうような状態でありましても、森本委員のほうにはこれに對する詳しいデータがあるのではないかと。私のほうではそれに準拠したわけではないのであります。すけれども、調べたところによりますと、一九六八年三月のデータで二二%が非常勤である。そして那覇の中郵の配達部門では三十一配達区のうち六名が非常勤職員であつて、非常勤のまま本職員と同じ専門担当区域を受け持つておる。取り集め便に至つては、五名全員が非常勤職員となつて運用されておる。それと、非常勤職員の定員化について、労働条件の改善を含めていかに交渉しても、郵政庁は職員については所管外事項だといつてこの問題は取り合はれない、行政府に言う、法律事項だから交渉は受けるべき筋合いではないと、何ら解決されないままに運用されているのがいまの実態であります。これはおそろしく知つておられて答弁されないのだからと思ひます。こういうような植民地的なやり方であるというものをやることは許されませんし、あえて言う、やり方が郵政省のやり方に似ている点もないじゃありません。しかし、こういうような点のはつきりしていません。から、この点等については、事業経営の面と要員確保の面、これは一体にしてやるように今後は指導していかねばならぬのじゃないやうなうかと思ひます。

〔加藤（常）委員長代理退席、委員長着席〕
この点は、今後復帰後は責任者として重要な地位に立たねばならぬ河本郵政大臣も、いまもうこの辺の事実がわかつた以上、この点についても決意を示しておいてほしい、こういうふうに思ひます。わかつて、いかが対処されましようか。

○河本國務大臣 沖縄の郵政関係の職員の労働条件等につきまして詳細な資料を持ち合わせておりませんことはまことに申しわけないと思ひますが、先ほど政府委員が答弁をいたしましたように、さつそくできるだけ詳しく調査をいたしまして、日本政府としてできることがありますならば、できるだけ援助をしていきたい、かように考えます。

○島本委員 それでは、将来は沖縄でも郵便事業の機械化をやるつもりですか。

○曾山政府委員 機械化の種類でございますが、中規模あるいは小規模の機械化につきましては、当然沖縄政府におきましてもやるつもりでございますし、また、本土復帰の場合は積極的にやつてまいりたいと思ひます。

○島本委員 その場合には、やはり郵政事業の一体化、機械化のためには十分従業員の意向を聞いて、もちろんこれは貯金部門も同様なうでございませうけれども、これは円満に運営するようにつとめなければならぬ、こういうふうに私どもは思ふのでございませうけれども、沖縄の今後のいわば自動読み取り区分機導入等についてもあり得ることだと思ひます。本島に導入されたような、福岡、札幌、こういうようなことを沖縄に繰り返してはならないと思ひます。私は今後これの対処のしかたといふものは十分考へてやらないとだめだと思ひます。

大臣、これはもう福岡、札幌ではほんとうに不祥の事態がありました。札幌のほうにはわりあいスムーズにいったのですけれども、福岡に至つては言語道断じやありませんか。同じようなことを沖縄のほうへ持つていくことは恥です、これは。労使の間には何かもう話し合いの場といふのがないのです。今後読み取り区分機なんかも沖縄のほうへ行く行は導入されるのでしょうか。これはいかがなものでございませうか。

○河本國務大臣 先ほど郵務局長が答弁をいたしましたように、いずれは導入することにならうと思ひますが、その際はよく話し合いをいたしまして、円満に導入をするようにしたいと思います。

○島本委員 大臣の答弁はりっぱなんです。私はいつも大臣には敬意を表しております。尊敬しております。それと同時に、実際に今度事務段階になりますと、それがそのとおりにならないおそれがあるわけであります。

昭和四十四年五月十四日、きのうです。衆議院の社会労働委員会午後一時に合理化の問題についていろいろ討論がありました。その際に、やはりこの福岡、札幌の問題について、合理化問題で河野委員からの質問があった際に、原労働大臣は、合理化問題では労使胸襟を開いて話し合えと、はっきり言っておるわけです。その席におられました木村政務次官も、労使協力のもとにやるように郵政局長を今後指導していきたい、こういうふうにはっきり言っているわけです。いまの気持ちでいけばこういうようなトラブルはないはずで、しかしながら、言っていることがうそだとすると、ここで幾らやっても何にもならないし、今後はそれによって、大臣の言うとおりやっていると、官條部門を重大な決意をもって一つ一つチェックしなければだめだということになります。これは私の目で見、耳で確かめてきたことであります。これは、木村政務次官もここにおられますから、まさに一目りよう然でしょう。きのうこういうようなやり取りがあったわけですから、かてて加えて、これは木村郵政政務次官のほうから、今後の導入、サービスの向上は重要であるが、その目的達成には組合員の協力が絶対必要である、その点十分配慮して努力したい、そして、河野先生御指摘の事実があればまことに遺憾である、調査の上で厳正に措置したい、こうまで次官がはっきり言っております。労働大臣も、将来の合理化等については組合との話し合いでやるのが筋だ、そして労使胸襟を開いて話し合え、こういうふうには言っているわけです。郵政省にはこれがないのです。これが沖繩のほうへこのまま行ったらまさにとんでもないことになります。将来の自動読み取り区分機導入についても、いまから心しておかなければならない問題じゃないかと

思うのです。

郵政大臣、所管大臣として、労働大臣と次官がこういうふうな、専門の社会労働委員会の合理化に関する質問の際にこれをはっきり明言されております。大臣として今後いかなる方針でこれに臨むつもりでしょうか、この際ははっきりした決意を伺っておきたいと思ひます。

○河本國務大臣 福岡で起きた事件はまことに遺憾でございますが、基本的な考え方としては、自動読み取り区分機あるいは自動選別機、そういうふうな機械を導入をいたしまして郵政事業を近代化、合理化していくというところは、これは当然の方向であらうと思ひます。このように、そういうふうな大勢につきましては組合側もよく認識をいたしまして、機械化、合理化という点については、私は今後とも理解ある態度で臨んでいきたい、かように考えておる次第でございます。

○島本委員 大臣が考えておられたそのこと、それから政務次官が社会労働委員会でお答弁されたそのこと、原労働大臣が言ったこと、このことにおりに大臣は認められますか。

○河本國務大臣 昨日の社会労働委員会の詳細につきましては私は存じませんが、先ほど来申し上げますように、機械化、合理化を進めまして、そして郵政事業のコストを安くしていくということは、これはもう不動の基本方針でございますし、国民のひとしく望んでおるところでございます。したがって、そういうふうな機械化、合理化というふうな基本的な仕事の進め方につきましては、組合側も私は進んで理解ある態度を示していただきたい、かように存ずる次第でございます。

○島本委員 それをもとにして、いま長期合理化計画を円満にやるように話し合っている最中ではあるまいか。それと同時に、時間短縮の問題も十分話し合っていくべきだ、こういうようなことは郵政政務次官も、同時に原労働大臣も言っておるわけであります。しかし、こういうような事態が話し合いの最中に一方的に行なわれた、こ

ういうようなことは私はあまりいい現象じゃないと思ひます。話し合いなら話し合いを徹夜でもして意図めたらどうですか。一つ一つ機械化していきなれば、時短の問題、要員の問題、こういうようなことは当然議題になるでしょう。こういうようなことは話し合いをしたらいいと思ひます。話し合いを早くつけるのが先決だと思ひます。それをやらないうちに一方的にやたらならば、逆にこれはおかしな結果を招来するじゃありませんか。その基本的な態度、譲るべきは譲って円満に進めたいというじゃないですか。これは譲るべきは譲って円満に進める、そして話し合いの場所だけいつでも持つておくべきではないでしょうか。ところが、それをやらないで、いつでも強硬手段をとる、こういうことは私は望ましくないというように思ひます。これは大事なことです。

なお、私のほうでこれに対して、私がこの目で見、耳で聞いてはびっくり確かめたのは福岡のことではあります。札幌です。

札幌へ行つて私がちょうど千歳へ参る際に、汽車からおりて、すぐ駅前です。これはただならぬような気配が見えたので行つてみました。ところが、この阻止の運動というのですか、労使でぶつかっているのです。他のほうとは場所が全然違つております。歩道にいます。そして道もあけています。それを、ちゃんと管理者が自由に入つて、携帯マイクを持つていつて、管理者側がそばに行つて組合員の耳にぶつて、こうやっていふやうなことをやっています。これは挑発行為です。札幌ではこういうやうなことをやっています。札幌ではこういふやうなことをやっています。必要なら職員も管理者も自由に出入りしているのです。組合員が歩道です。歩道から立ち去るのは警察じゃありませんか。警察へ行つてみたら、署長それから警備の責任者は、いま不穏な事態がありま

せん、退去させるやうなことはいたしません。退去させるやうなことを、十分おきに浅見局長が、早く退去させろ、早く退去させろ——十分もたつたらまたすぐ行くんです。こういうやうなことをやっている。そして、もうこれは話し合いによつてやるべきだ、交渉中である、交渉中であるから、これは労使間で話し合いの最中だ、それを一方的にやることにする措置なら、労働組合の団体交渉に介入することになる、警察当局も考えなさい、そのとおりだと警察は言うんです。そして、今後や場合によっては話し合いをしてやりま

と、警察署長が私の前で断言したのです。そこにいたのは岩間委員長、全道労働協の責任者津島事務局長、それから私、こういう中で、話し合いによつてやりまといふと全道労働協の責任者が行つたら、浅見郵政局の責任者に札幌中郵の責任者は拒否して全然会わない。こういうやうな中で警官を出動させて、とにかく退去せよ、退去せよ、これはかりやっておるのです。組合は、混乱を避けるために自主的にビケを解いたのです。それで札幌はい

というのです。うまくいった、こういう報告が来ているから、このふんまん、憤激は組合のみならず市民の間にも起つていっているのです。このやり方には、さすがに全道労働協をはじめ組合は

りっぱにやつたという称賛の声を聞かれています。そのあとで何が起つたと思ひますか。こういうやうに警察当局まで入れて話し合いによつてやりまといふやうなことを、今度は浅見郵政局長のほうでそれも拒否している。全道労働協自体が、じゃ話し合ひましようと言つたら、だめだ、こういうやうなことです。それならばよろしい、郵便番号制度に対する協力の求めもあつていままでやつておつた、しかし今後は考えなければなら

ない。地区労働責任者、こういうやうな人が集まつて、きょうでしようかあすでしようか、この問題に對して、あまり理不尽なやり方にただ協力だけしていいのかということ、また問題化しようとしておりますよ、大臣。円満にいったということ、これはただ単に事故がなかったということだけなんです。逆に、こういうやうな品位を下げる

大臣は御承知のように、北海道は知事と、札幌、小樽、函館、この市は保守系ですけれども、そのほか旭川、帯広、釧路、岩見沢、稚内、紋別、北見、室蘭、苫小牧、砂川、もつとありますけれども、これは全部社会党並びに革新系の市長でしょう。これを全部あげていたら三分の二ほど協力しなくなるのです。こういうようなさなかに、ひとりわが道を行くがごとくに傍若無人な、何でもかんでも警察力を導入しなければやていけない、こういうようなやり方をとって、一体これで郵政事業を円満にやれるのですか。まず責任者である山本局長に承り、あとで大臣のこれに対する所感を承りたいのです。

○山本博 政府委員 今般、福岡並びに札幌に機械を導入いたしましたときに警官隊の導入ということがあったことは事実でございますが、いまお話をありましたように、私といたしましては、特に札幌の場合、いろいろな不測の事態が起こらなかったということについては、非常に幸いだったと思っております。警官隊を導入するというのが最上の方法とは思っておりませんが、やはり交渉の経緯その他については、やはり労使双方いろいろ言い分もあるだろうと思います。私のほうも私なりのいろいろな意見、見解、そういうものもございます。また、労使間の長い間の問題でございましてので早急に片づかない問題もございまして。しかしながら、郵便の区分機というのはすでに大阪乃至東京で入っており、いわばすでに実施済みの機械でございまして、これから新しく入るといふ性質のものでございませぬし、それを入れるににつきましては労働条件その他についても、すでに労使間でルールのでき上がっております問題でございまして、この問題は個別の問題として、ただいまお触れになりましたような総合的な将来の労働条件というものはこれは話し合いを現在でも続けておりますし、今後も続けるつもりでござい

かたわら、すでに過去において実施済みの機械についてこれを導入するというのとは一つのルールの上で行なわれておるということで、これは組合に協力を求め、説得もずいぶんいたしたわけでございますが、非常に不幸にして必ずしもそういうことについての協力が得られず、それぞれの郵便局において非常に大きな数の阻止行動というものが出てまいったわけでございます。決して警官導入が最上の方法だと私も思っておりませんが、万やむを得なかった措置ではないか、必ずしもこれが一番よかったとは存じておりません。今回の場合はやむを得なかったというふうに考えております。

○島本委員 今回の場合はやむを得なかったというのは、どこの話なんですか。札幌では、中央署の署長、全道労協の事務局長、岩間委員長、それに、当時ほんの三分間くらいでしたけれども、私がかからだがあきましたからそこに行つて、話し合いには応じます、話し合いによってやります、こうまなつて話し合いに行つたら、それを拒否して一方的にやったというのです。こんなばかなことがあるかというのです。あれを引いたのは、警察官のために排除されたのではない、自主的判斷によつて引いたのです、全道労協で。そういうふうにしてにおいて、今度あとで、何もなかったからよかつた——その態度が悪いというのです。話し合いによつてうまくいったならば、なおいいじゃありませんか。そういう準備があるのに、それをやらないうのです。何でもかんでも警察力でこれを排除すればいい、この考えで郵政省の皆さんが考えている以上、いかに大臣がりっぱなことを言つても政務次官がりっぱなことを言つても、また労働政策上、原労働大臣が基本的なことを言つても、それが全部あなたたちの手元で阻止されてしまうのです。別なことをやられるのです。こんなことは望ましくくないです。三派全学連が悪い、あばれる、ゲバ棒だといっているけれども、むしろあの管制度そのものが、所属の管理者のいう

大臣、そういうようなことは、私、現場にいてよく見てきましたが、これはまことに遺憾です。話し合いによつてやろう、そういう道を署長との間に付けてそれをやっているのに、拒否しているのは郵政当局なんです。それで今後協力してもらいたい、何でも上から命令すれば、それを聞かなければこれはもう民主的でないという考え、とんでもないです。今後これに対しては私どももほんとうに重大な決意を持って当たらなければならぬ。去年からこういう行動について何回言ったと思いますか。一回や二回や四回や五回じゃないでしょう。そのときの答弁はまことに美しいし、バラ色の一つの幻想さえ与えるのです。ところが、行つてみたらまっ黒じやありませんか。これが政治なんですか。これでは大臣の権威はどこにあるのですか。私はほんとうに遺憾なんです。ここで言っていることやっていることと逆だということと遺憾なんです。どうですか、大臣。

○河本國務大臣 機械化、合理化をするということとは、決して労働条件を悪くするためにするのはごいけません。むしろ労働条件をよくすることのために機械化、合理化をやっておるわけでございます。特に今回の機械の導入は、御承知のように、昨年来郵政省が合理化の最大なるものとして、基本方針として番号制を採用いたしましたので、そしてその番号制を推進するために、とりあえず各地主要なところに機械を導入しよう、こういうことで、すでに東京、大阪、その他の地区におきましては機械が動いているわけでございます。これからも全国百六十一のおもだった局にこれを全部入れなければならぬということで計画的に仕事

ある場合には、これはもう組合なんか反対しませんが。原則としてそうですよ。だから、将来はこうなるのじゃないかあなるのじゃないか、いわば合理化に対して、時短の問題でも要員の問題でも当然裏表になって出ますから、この問題の話し合いはほかの組合ではみんなついているじゃないですか。なぜ郵政省だけつけないのですか。なぜ強行しなければならぬのですか。それほどわからない全通ですか。いまや、労働界の中では全通ほどおとなしい、ものわりのいい組合はないというほどになっているのですよ。その組合にものをわからせられないようなこういうような幹部ばかりなんです。大臣、これはまことに遺憾

です。

そして、今度は私どもは五月の一日、あの二日にストに入るかどうかというぎりぎりのときも私こちに來ておりました。そしてこれをぜい避ける、そのためにいろいろ行動してまいりました。大臣には会いませんでしたけれども、そのほかの大臣には会っております。これは避けられるという見通しも立ちました。そのおりに、私がお手洗に行つて帰つてみてどういふ事態が起つていたと思ひます。これも遺憾です。緑の羽根、これも大臣御存じだと思ひます。電話で、私は緑の羽根ですが、と言うのです。合ひことばをつくつておいてあるのです。そして緑の羽根という局長の奥さんが出るのです。きょうはどこへ集合しなさい、きょうは帰つて休んでいいのです、あすは勤務してください、緑の羽根ですが……こうなると、もうつながるようになっていくというのです。これはどうもどういふことか私は理解できない。局長の奥さん、課長の奥さんまで全部、こういうような組合のいわば二組づくりというか、こういうようなことに狂奔しているのです。そして全部受け答へているのは局長の奥さん、課長の奥さんです。緑の羽根というその方面のグループだということになっているのです。さすがに黒い羽根とは言わなかったようです。こういうふうにして一生懸命になつてやっていたら幹部はもうわかりそうなものだ。それに対して見通しも立てないで、やたらにばかやかし、奥さんまで動員して……これは一体資金を払うのですか。こういうようなのがまた次から次と不信を生んでいくものなんでしょう。私はもうこれやめなすけれども、この労使の問題は、今度の合理化の問題等についても、これはやはり要員や労働条件の問題が当然ありますから、この点は当然十分慎重に話し合ひをして、こういうトラブルが絶対ないようにしてこれを運営してください。もしこれを聞かないような理事者であるならば、あなたの権限で一人や二人首にしたつてどういふことはないでしょう。あなたの権威を保つために私は嚴重

なる警告を発して、これで終わります。

○井原委員長 中野明君。

○中野(明)委員 沖繩と本土との一体化が叫ばれておりますときにこの法律が出されて、きょうからいろいろ審議が行なわれております。私どもこれは時節柄多年にわたつて懸案事項の一つとなつておりましたことが解決の方向に向くわけですから、その点については基本的に賛成でございます。しかし、質疑を通して二、三気にかかることがありますので質問してみたいと思ひます。

まず第一番に、昨日の質疑の中で出てまいりました琉球政府との間に何か覚え書きのようなものが取りかわされたということでございますが、総理府のほうからお聞きしたいのですが、その覚え書きの内容、それからいつごろ取りかわされたか、その点から……

○加藤(泰)政府委員 この法律が通りました後に琉球政府との間で覚え書きを交換する予定でございますが、その内容につきましては、郵政省関係の預金支払いの問題の基本的な考え方と、それから見舞い金の支払いの問題と、それから会館の建設に伴います関係の基本的な考え方、それからこれは総理府の関係でございますが、住宅建設のための資金の貸し付けの事項、そういうようなものを内容とする覚え書きを交換したい、こういうふうになっております。

○中野(明)委員 この委員会を通じていろいろ疑義が出ましたという点については、もちろん郵政大臣も列席されるのじゃないかと思うのですが、そういうことについてもある程度この覚え書きの中でうたわれるようになるのかどうか。

○鶴岡政府委員 覚え書きの大綱は、ただいま総理府から答弁申し上げましたように、ああいうような項目を含んでおります。覚え書きと申しますのは、これは基本的事項のみを約束する元利金の支払いあるいは見舞い金の額、その一括交付の問題、あるいは会館の予算額とか、あるいは総理府所管でございますが、資金の融資というようなこ

とでございます。そのまたこまかい手続については別途その下部段階の約束ごと、取りきめをいたしたい、かように考えております。

○中野(明)委員 覚え書きは将来のことでありますので、いま一点。

沖繩の代表六人との間で誓書がかわされていく。こういうことでありますが、それはいつごろで、立ち会いはどなたがなさつたか。

○鶴岡政府委員 郵政省の貯金、保険局と総理府、琉球側からは琉球政府並びに預金者代表、いわばこの三者が会合いたしました。そして了解点に達した解決の骨子といひますか、解決の態様といひますと、解決の案でございますが、それができまわつてございます。これに對しまして、たゞいま御質問の、それについて異議がないという正式の意思表示はいつかという点でございますが、これは本年の二月十九日付でそのような誓書が琉球政府を通じて私どもの手元に出されております。

○中野(明)委員 私も法的なことは知りませんが、その誓書の写しは参考資料として提出していただくわけにはいかぬのでしょうか。

○鶴岡政府委員 いわゆる六名分の写しは差し上げられると存じます。

○中野(明)委員 後ほど資料としていただきたいと思ひます。

法案の内容について入つていきたいと思ひますが、提案理由を説明された中で、沖繩における簡易生命保険の再開が諸種の隘路があつて非常にむずかしい、このようなことが述べられておりますが、具体的にどういふ隘路があるのか、この点を説明していただきたい。

○竹下政府委員 お答えいたします。

沖繩郵政庁の財政は非常に苦しいようでありまして、何か新しい仕事を始めるということにつきましては財政的に非常にむずかしいという点があるようにあります。それが第一点です。

それから簡易保険事業を沖繩政府独自に始める

ことができるかどうかという問題であります。これは、私ども考えますに非常にむずかしいかろうと思ひます。と申しますことは、そういう保険を始めしても、加入者の数は非常に少ないという点、それに対して、この事業を運営するためのコストといふものはある程度見込まなくては行けないのでありますから、場合によりましては経費倒れになるおそれがあるということがござい

ます。もう一つは、保険料の集積、つまり資金の運用という面につきましては、やはり沖繩の島内において運用をはかつていかなければならないと思ひます。でございますけれども、運用対象はきわめて貧弱であるやうで、運用収益という点で非常に低いものになるんじゃないかという点を考えますと、かりに簡易保険事業を沖繩政府が始めましても非常に高い保険になるということ、保険としての妙味が非常に薄いものになりはしないかと思ひます。それで、沖繩政府は二の足を踏んでいるやうに見受けられます。

○中野(明)委員 いずれは本土復帰するわけでありますが、そういうことを前提として、いままでの沖繩における簡易保険を再開するという点について郵政省側としてどの程度応援をなさつていたのか、今後またどういふ方向で応援をなさろうとするのか、そこら辺を……

○竹下政府委員 本土に勉強に來られる郵政職員の方に対しまして、簡易保険の現状等について情報を提供いたしております。しかしながら沖繩政府は事業再開の意欲はあるやうでございすけれども、まだ具体的に準備ということに實際着手いたしておりません。したがって、いろいろやっておりますけれども、非常にわずかな程度のものでございます。

○中野(明)委員 現在沖繩での他の民間の保険、これは何か一、二あるやうに昨日話が出ておりましたが、これはどの程度の規模のものか、わかつておれば……

○竹下政府委員 民営の保険会社が二社ございま

してやっておりますが、保有契約は両社合わせて十一万件と聞いております。したがって、きわめて細々とやっておりますのでございます。

○中野(明)委員 もし沖繩で現在勧誘を行えば加入者はどの程度になるだろうか、推定されたことがございますか。

○竹下政府委員 やり方でございますけれども、かりに本土でやっております簡易保険とそっくりのものを始める、同じサービスをやっていくというところにしますと相当入ると思います。半分ぐらいは加入になるのではなからうかと、大ざっぱな推測でございますがいたしております。

○中野(明)委員 じゃ、次に行きます。

法文で「郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及のために必要な郵政省令で定める施設及び設備」このように示されておりますけれども、これは郵便貯金関係と簡易保険関係、それぞれ別々の計画で別々のものをつくれるのかどうか、その点、何か別々のものをというふうなお話も聞いたことがあったように記憶しておりますので、確認の意味でお尋ねしておるのです。

○鶴岡政府委員 御説のように当初そのようなことも考えておりましたけれども、琉球側の希望もいれまして、これは統合したものをつくる——貯金から四億、保険から一億出しまして、合わせて五億のワク内で一本のものをつくるといふことにいたしましておきます。

○中野(明)委員 では、その施設とかの規模ですが、それから建物の完成年度、そしてでき上がった後の利用方法ですか、その点について、もう一度詳細にこの際伺いしておきたいのです。

○鶴岡政府委員 建物の規模は予算額五億のワク内というだけで、土地が何平米あるいは建物が何平米というところまでいまだ煮詰めておらない段階でございます。しかし、その内容は本土の郵便貯金会館あるいは保険施設に準ずるものでございまして、会議室とかあるいは展示室、講堂あるいは宿泊施設、そういうものを内容の施設として持つことになるわけでございます。

そこで、第二の御質問の建設のスケジュールの点でございますが、法律案の御審議が済んで通していただきましたら、さっそくに土地を手に入れたしまして、その他施設内容等々向こう側と相談いたしまして取りかかりたい、大體設計に六カ月、積算に二カ月、契約一カ月、工事十三カ月の予定でございまして、そういう目算で考えますが、完成は四十六年の三月末の予定でございまして、いまそのようなスケジュールを持っております。それから会館の利用でございますが、会館の利用につきましては大體三つの目的がございまして、一つは、貯金または保険のPRセンターにする、そのために、ここで講演会をやったり貯金、保険の夕べを行ったりするPRが一つ、第二点といいたしましては、従業員諸君の資質の向上、これを利用いたしまして、いろいろと事業関係の講演会をやったり、あるいは、これを研修訓練の場所にするというふうなことで資質の向上をやります。あるいはまた預金者サービスという面から、預金者を集めて、そこで経済事情の講演会とかその他の催しものをするとか、あるいは預金者の方の宿泊の便をも提供する、大體そのような利用の方法を考えております。

○中野(明)委員 それで、そのでき上がったものを琉球政府に貸し付けるわけですが、その貸し付け条件といふものは、これはどういふふうな考えでおるのか。期限その他のこともありますし、いろいろこまかく言えば、施設の保全とか減価償却とか、そういうこともあると思いますが、こういうことについての条件はどのように考えておられるのか。

またもう一つは、現在までに沖繩で国の財産を貸した前例は何件くらいあるのか。これは総理府のほうがいかにもしませんか……。

○鶴岡政府委員 最初に郵政省関係を上上げます。施設を貸し付けますためには、結局貸し付けに關する取り決めを行なうわけでございますが、その際、これは御案内のように国有財産を無償で貸し付けるわけでございますので、いろいろと厳重な制約を持つてございまして、たとえば貸し付け物件の対象を明らかにするとか、あるいは貸し付け物件について用途を指定するとか、損害保険契約の締結義務を先方に課するとか、いわゆる維持保全についての善良なる管理者の注意義務を課するとか、その他、法律で定めましますような貸し付け条件を厳重に規定して向こうに貸与をするということでございます。貸し付ける期間等につきましても、別にそれぞれ期間を更新するようにするかとか、そのような点についてはまだそこまで話を煮詰めておらないわけでございまして、それから減価償却につきましても、これは日本の所有財産でございますので、減価償却は、私どもの法律に従いまして日本側で行なうということでございます。

なお、前例につきましては総理府から……。○加藤(泰)政府委員 お尋ねは、ほかにそういう例があるか、こういうことであつたと思ひます。無償譲渡したものの例といたしましては、氣象観測施設、それから先島のテレビ、それからUHFの關係の施設、こういうものについては無償譲渡いたしております。

それから貸付のものとしたしましては、昨年、OHKの關係の放送備品といふもの、そういうものにつきましてNHKからOHKに貸付している例がございまして、

○中野(明)委員 この法律では那覇における設置だけをきめておるようですが、今後必要があつた場合、実情に応じて那覇以外にもこのような会館が設置されるようになるのかどうか、この点……。

○鶴岡政府委員 法律の明文で、第一項で「那覇に」ということを一カ所指定してございまして、私どもは、内地のやつを一県当たり割りまして、この程度の規模を一つということが、現在の内地の貯金会館あるいは保険施設とのバランス上最も妥当であると存じておるわけであります。そしてまた、今回の措置といたしましてはこの一カ所に

とどまりたい、とどまるという所存でございまして。

○中野(明)委員 沖繩は特殊事情にもありますし、将来必要が生まれてくるのではないかと思つてお尋ねしたのでありますが、これはまた将来のことといたしまして、次に、やはり気にしております支払い關係でございますが、終戦当時の沖繩における加入者の現在高、これについてはきのうの答弁で現地の人たちの申請、こういうふうにお伺いしたわけですが、そのときに申請された人たちと、郵政省のほうでそれを申請に基づいて確認をなさつたようですが、その差ですね。たとえば言え、一万件申請があつて確認は九千件なら九千件だということが数字の上で差があつたのではないかと、このように思ふわけですが、その辺、おわかりになつておりましたら……。

○鶴岡政府委員 先方からの申告の数は、貯金におきまして十九万一千件でございます。保険におきまして十八万九千件、これに對しまして、私どもの確認数は貯金が十七万六千件と、ちょうど一万五千件ばかりお説のように下回つておりますし、保険は十七万三千件というところでございまして、これもやはり一万六千件ばかり下回つております。

そうなりましていきさつでございますが、これは一つは、申告はあつたけれども、貯金通帳やあるいは保険証書等の証拠書類もない、いわんやまた、内地におけるこれに對する原簿もなかったというケースが一つと、もう一つは、重複申告と申しますか、これは一年六カ月という長い期間を申告期間といたしましたこともありまして、一べん申告しておきながらまたあとで、ほんとうに申告したのだからかなというところで再度重複申告をしたケースもございまして、なおまたそのほかに、以前は権利があつたが現在は債権をなくしておる支払い済みのもの、あるいは他人名義のものの申告、そういうものがございましてこのような数字の食い違いとなつたと考えております。

○中野(明)委員 申告した本人が、戦災その他で

通帳その他の証憑書類を紛失しておつた、しかしながら日本の、これは熊本と福岡でしたか、その原簿には明らかであつた、そういう場合は、何かそれにかわるべき証憑書類を向こうに渡されたのかどうか、認められたのかどうか。

○鶴岡政府委員 そのような場合には、こちらに原簿さえありましたならば権利者としての確認をやつております。ただし、御質問の、それに新規に通帳なり保険証書なりを交付したかということになりますと、それは交付していません。しかし、私どもとしては権利者としてそれを確認をいたしております。

○中野(明)委員 その場合、何か法律で、三十八条ですか、そういうふうな払い戻しの証書というのですか、そういうものをお渡しになっているのかどうかというところをお尋ねしているのです。

○鶴岡政府委員 その点は渡してございせん。しかし、現実の支払いが行なわれます場合には、遺漏のないように十分法的な手続等もとるつもりでございせん。

○中野(明)委員 それは何か証憑書類がなければ現実の支払いのときに困るのではないかと、いうふうに私、心配するからお尋ねしているのですが、もう一度確認を直さなければならぬという点に、なりました。それはたいへんですから、やはりそれにかわるべきものを、そのときに——あなたの確かに通帳が紛失しているけれどもこちら原簿に載っているから有効であるというふうな、そういう証明書を出されたのじゃないかと、私思つたのですが、それがないと支払いのときに困るのじゃないか、実際そう思うのですが、その点どうでしょう。

○鶴岡政府委員 確かにそのようないわば確認書といふものです。お墨付といふものです。そういうものを、二十六年の当時交付しておけば非常に安心感を与えたといふことは考えられます。しかし、諸般の手続上それはいたしませんでした。が、今回いよいよ支払いの段階になりました際には、向こうから通帳を亡失しておるとすれば、通

帳亡失ということを書き添えてくれましたならば、完全な原本はすでに内地にございせんから、私どもは完全な権利者の扱いをして、何らそこに差別あるいは不利を与えることはしないように措置をいたします。

○中野(明)委員 じゃ、あの当時におきましてはそういう書類はいついていないけれども、確かにあなたのは有効でございせんといふことを承知されているわけですね。

それからもう一点、相当長い期間たつておりますので、その後において死亡とか行くえ不明、こういうことで幾らか減少しているのじゃないかというふうな私思ひますが、その数字はつかんでおられるのかどうか。

○鶴岡政府委員 その後の数字の変動として考えられますのは、大体いま御指摘のように、権利者、貯金の預入者あるいは保険の契約者と申しますよりも、受給者の死亡、行くえ不明の二つあると存じます。

前者の死亡の場合には、これは遺産の相続の規定が適用になりますので、しかるべき相続権者を定めておるわけでございせん。また失踪の場合には、これはその失踪の権利者についての措置もこの期成会がずっと活躍を続けてこの問題をいつもあたためておりましたので、現地において権利を失わないような措置はやつておるわけでございせん。ただし、現在私どもの手元に何名分が当時の申告者数と相違しておることはつかんでおりませんが、その数はきわめて微々たるものであります。先方の代表者等から承知をしております。

○中野(明)委員 これは小さなことのようなんですが、実際の支払いの段階にいろいろ問題が出てくるんじゃないかと思つて私聞いておるわけですが、十七万六千件あるいは十七万五千件、こうあるわけですから、相当その後においていろいろの移動があるのじゃないかというふうな臆測をするわけですね。その管理というのですか、これの責任というものをだれが持つのか。いま言われたように相続人がちゃんとこまづいていけばけっこう

ですが、行くえ不明なんかになつて全然わからなくなつてしまつた。現地で預金者の会なんかをつくつて、よくあることですが、内地でも引き揚げ者なんかでそういう会をつくつて会費でも取つておればそれはまた別なんですから、そういうことがないとするならば、掌握その他この管理、それが非常に困るんじゃないかというふうな気もしたりしているのですが、そのところ、現地の人の声でほんの一部分ですから心配ございせんという程度では私ちょっと心配なところがあるんじゃないか、こう思うのですが、その点、局長どうでしょう。

○鶴岡政府委員 その点につきましては、これらの貯金ないし保険の権利者が団体を結成しております。これは現段階では任意団体でございせんが、団体を結成しまして、戦前の郵便貯金等払い戻し獲得期成会というものをつくつておりまして、これが五十九の琉球の市町村単位にその支部を持つておる、そういうような構成でございせん。また、この貯金、保険の支払いの問題がずっと毎年毎年琉球政府並びに住民の大きな関心を呼んでおりますので、常にこの問題は忘れられることなしに権利者の確認その他、あるいは相続、そういうことは遺憾なく行なわれておるというふうなことをおるわけでございせん。

○中野(明)委員 ではその辺にしておきまして、次は見舞い金でございせん。

けさほどからもこの見舞い金について議論が出ておりましたが、見舞い金が郵貯と簡保関係で四億一千万ほど支払われることになるわけでございせんが、見舞い金の法的根拠についてけさうら議論があつたのですが、見舞い金の性格といふのは、どのようにお考えになつておるのですか。

○鶴岡政府委員 見舞い金の性格につきましては、これは法律上、郵政省に損害賠償の責任があるかどうかといふことは不明である、なかなかきめがたい、しかし、このように長期間、二十年もの間支払いをすることができずにまことに気の

毒な事情にある、したがつてこれをそのまま見過ごすといふことはなほだ残念であるし、また当を得ないので、ここにいわば政策的な配慮を行なつて、そのような金額を支払うというふうな考えでおるわけでございせん。

○中野(明)委員 これはいろいろ基本的な考え方、に立たなければいかぬと思つたのですが、この簡易保険にしましても郵便貯金にしましても、郵政省のほうから払ふ意思がなかつたんじゃないわけですから、当然債務を履行するだけの気持ちもあつたし、そしてまた、それだけの余力もあるわけですから、そうしてみますと、いまの御答弁で非常にむづかしいとおつしやつておるのですが、結論からいへば、結局支払いがこのように延びて、いろいろ理由があるでしようけれども、基本的にはやはり国の責任ではないか、このように考えたほうが一番妥当じゃないかと私は思つておるわけですね。ういたしますと、特別会計から郵政のほうへ振りかえて払ふというふうな、わざわざそういう不自由な払い方をしなくても、やはりこの見舞い金というふうな性質のものは一般会計から出してもかまわぬのじゃないか、私ども一応直感的にそのように感じるわけですが、この点検討なさつたかどうか。

○鶴岡政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、私どもは、これを郵政省で特別会計で支出する論議といたしまして二つばかりあると存じております。

一つは、この見舞い金の支払いによつて、長年の懸案であつたわれわれの貯金保険のいわゆる債権債務の決済ができると、われわれの業務上そこへ便益をもたらすものであるという点が一応ございせん。もう一点は、ここで見舞い金を支給して、元利金はもうらんでございせんが、本問題を解決に導いておきますことは、琉球の住民が、このやつておる貯金、保険に加入しておけば、こういう場合にも、額の多寡は別として、やはり何か考えてはくれるんだといふことから私どもの事業に対する信頼感を非常に増してくるのではな

ろうか、ということ、復帰後におきまして琉球の現在の郵便貯金が内地のそれと一緒にたしましたときに、貯金総体に大きなプラスをもたらすのではなからうか、そういうようなことを考え合わせまして、見舞い金はやはり特別会計から支出すべきである、そのような判断をいたしました。

○中野明委員 これは議論があるところでございますが、いまの御説明で、私自身も必ずしもいまのお答えが正しいとは言えないのですけれども、しかし、一応諸般の事情からそういうふうな考えられたのだと思うのです。

総理府のほうでこの点についてやはり検討されて、一般会計から出しても差しつかえないお金じゃないかというふうにも私は考えたのですが、この点、総理府の考え方をひとつ……。

○加藤泰政府委員 お答えいたします。

この問題につきましては、基本的には郵政省の問題として検討されたわけでございまして、私らの立場といたしましては、郵政省のお考えに考え方としては基本的に同じ考え方でこの問題を検討したわけでございます。

○中野明委員 それから、きのうからもちよつと議論になっておりましたが、見舞い金といたしまして、非常に現地の人の要望、しかもこれが十年にわたる間、強い要望であったわけですが、それにいたしましては非常に額が少くないのじゃないか、このように考える一人なんです。

まあ、話は妥結を見まして、そしてそういう心配はないというふうにも御答弁があったようであります、現地では、相当のことについて期待を裏切られた、非常に不満だ、そういう声もかなり強いように聞いております。この点につきまして、現地の人たちの不満の声というものを、総理府あたりが一番よく現地のことを御承知かと思っております、こういう点について何かお聞きになっていかどうかということ、現地の人が、代表は納得したようですけれども、はたして一般の加入者が……。

○加藤泰政府委員 お答えいたします。

当初、代表の方々の要求も相当額が多かったという事実がございます。そういう点では、一般の債権者の方が代表の方のそういう要望を一応受けて、それだけの期待をされていた向きもあるかと思ひますけれども、いろいろ代表の方とよく検討をした結果、いまのようなところで納得されたわけでございます。そういうことでございまして、で、一般の債権者の方から特にそれに対して不満だというふうな話を私たちは聞いてはおりません。円満にこの問題が解決するものと考えております。

○中野明委員 結果的に見まして、きのうもお話がありました、当初の向こうの要求に近いものが建物とかその他の金で出ておるようでありますが、現金の受け払い等を結果的に見ますと、当初向こうの要求は一回対一ドル、これから始まったようでありまして、結果的に見まして、加入者に最終的に現金として入るのは一回対幾らに計算の上ではなおりますか。

○鶴岡政府委員 加入者の手に入ると申しますか、われわれが現金で琉球側に支出します金は十倍ということになります。

○中野明委員 十年越しのトラブルで、地元の人たちの期待も非常に大きかったようでありまして、事、お金に困らしてはなかなか根強いものが国民感情として残るわけでありまして、この点、最終結果としていまのお話では一回対十円、千円の貯金をしてもらった人は一万円ですか、これだけさほど来のお話では、はたして現金が一人一人に届くかどうかは、これは非常に微妙な答弁でありました。いずれにしても、一対十ということでありまして、この点、郵政大臣は妥協な線だ、このように御判断になってこうなつたと思うのですが、私は地元の人たちの期待とあまりにもか離れたことではないかと思うのですが、もう一度現時点において大臣の所見を承ておきたいのです。

○河本國務大臣 私は、この交渉が長い間かつて両方がよく合意に達したものでございまして、

し、なおこのほかに御審議をいただいております。会館の建設等もございまして、それから別に総理府関係で財政投融資ということもありますので妥協な線である、かように考えております。

○中野明委員 全体から見ればそういうことが言えると思うのですけれども、個人個人、やはりお金のことですからたいぶ期待をしておたのではないかと私も想像しておるわけでありまして、その点については、後ほど実際に支払いがなされたときに現地から不満が爆発してきては、せっかくの好意が何にもならないということで心配をして尋ねておるわけですが、大臣のほうも、かなり代表も納得していることだし、確信を持っておられるようでありますので、今後そういう点について十分現地の空気というものを見ながらいろいろと今後の指導なり対策を考えていただきたいと思います。

それからいま一点私、非常に気になる点でございます、過去十年越しにこういう預金者の代表が期成会が何かをつくりまして盛んに日本の本土へやってまいりまして、いろいろ骨を折っているわけでありまして、これに要した経費というのは、先ほどもちよつと出ていきましたが、日本の内地でもいろいろ例のあることですが、陳情その他にどんな代表が参加して、結果的に幾らかの答えが出た、ところが、そのときに精算をいたしますと、陳情費が一般の人たちが予想しておった以上にたくさん金がかかっておつて、あとでそれが非常に問題になりまして、こんなはずじゃなかったということでずいぶんトラブルが起つておること、これを私も見たら聞いておりました。おそろしく十年になんとなつたような運動でありましたので、相当これには経費を使っているのじゃないか。そういうことはあまり考慮に入れてないようなお話でございましたが、これはぜひ考慮に入れておかないと、おそろしくこからまたいろいろ問題が起つてくるのじゃないか、そして結局分配というふうなことになるので内輪もめがいたし

まして、その代表者にそこまではまかしてなかったとか何とかでいろいろごたごたした問題が起りますと、これまた、時が時でありますし、相当やっかいな問題になるのではないかと私も心配しております。これはどこから金が出ておれば別であります、一銭もなしでは来れぬわけでありまして、日本本土へ来た以上、何日間か滞在して、何人かの人が十年になんとなつた間です。すなわち大きな経費じゃないかと私想像いたします。

それで、この点貯金局長はどういう考えで見えておられるか。はたして将来この運動に使った費用は問題になるようなことがないのか。これは総理府のほうにも私、気になりますので聞いておきたいと思ひます。

○鶴岡政府委員 私は、いわゆる上京に要した経費、そういうものがこの負担になっておるかはよく存じません。存じませんが、ただ、いわゆる期成会の代表者は、先般申し上げましたように、すべて市町村長、まあ二、三の例外はございしますが、市町村長といういわば公の立場に立つ人たちがあつたわけでございまして、したがって、それが後になつていろいろと紛議の種になるというふうなことは、われわれとしては心配もいたしておりませんし、またそのような様子も全然いままで感じたことはないわけでござい

ます。

○加藤泰政府委員 総理府といたしましては、ただいま貯金局長からお話がありましたように、どの程度費用がかつたのかというふうな点についてはもちろん承知いたしておりますし、また、それについて何かトラブルがあつたというふうなことも承知いたしております。そういう意味で、この問題につきまして債権者の間でどういうふうな話が進んでいるのか、あるいは話がついておるのか、そういう点について承知いたしておりますけれども、その点は、いままでの私らの感触によりますれば、その点が将来問題になるようには考えていないわけでございます。

○中野(明)委員 時間がないようですので終わりたいと思いますが、私は、日本国内におきましてしばしばそういうことがあります、そしていなかのほうの議員が辞職をしたり、あるいは問題になつたりしたことを見たり聞いたりしていますので心配してお尋ねしているわけでありまして、そういうことがなければこれはまことに幸いだと思っています。

最後に、大臣をはじめ関係者に強く要望しておきますが、十年越しに懸案になつておつたことが解決される方向になつたわけでありますので、せっかくの本土復帰の機運が盛り上がつてきているときでもありますし、この問題に関していろいろと今後尾を引かないように、トラブルを起こさないように細心の注意を払い——琉球政府に一任するのですから、あまりこまかいところまで云々はできないでしょうけれども、やはりお金を出すわけですから、そういう点に十分気を配つていただいて、地元の人たちが結果的に喜んでくれるように——金額の上では不満があるのではなからうか、私はこのように思つて強く要望はしておるわけでありますけれども、そういう点について十分の配慮をお願いして、最後に大臣のほうからその辺の対策、考え方についてお話ししていただいて私の質問を終わります。

○河本國務大臣 最終段階までこの処理がうまくいくようにいろいろ配慮していきたいと思ひます。

○井原委員長 次回は来たる二十一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

昭和四十四年五月二十七日印刷

昭和四十四年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局